

建設工事における前払金の使途拡大の延長について

国や埼玉県における建設工事の前払金の使途拡大に対応し、狭山市発注工事の前払金の使途拡大について、令和2年度においても以下のとおり前払金の使途拡大を行います。

(1) 前払金を利用できる費用の拡大

契約書に記載された前払金を充当できる費用について、狭山市建設工事請負契約約款に記載された「当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に対し、引き続き前払金額の100分の25を上限として充当できることとします。

(2) 適用できる契約

平成31年4月1日以降、新規に契約される工事。

(3) 適用できる費用

平成31年4月1日から令和3年3月31日までに新規請負契約を締結する工事の前払金で、令和3年3月31日までに払出しが行われるものに利用することができます。